

算、呼吸ケアチーム加算、後発医薬品使用体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（１のイ、２のイ及び３に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

7～9 （略）

A 3 1 8 地域移行機能強化病棟入院料（１日につき）

（略）

注 1～3 （略）

4 診療に係る費用（注 2 及び注 3 本文に規定する加算、第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、薬剤総合評価調整加算並びに排尿自立支援加算、第 2 章第 1 部医学管理等の区分番号 B 0 1 5 に掲げる精神科退院時共同指導料 2、第 8 部精神科専門療法（区分番号 I 0 1 1 に掲げる精神科退院指導料及び区分番号 I 0 1 1 - 2 に掲げる精神科退院前訪問指導料を除く。）並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、地域移行機能強化病棟入院料に含まれるものとする。

第 4 節 短期滞在手術等基本料

区分

A 4 0 0 短期滞在手術等基本料

算、総合評価加算、呼吸ケアチーム加算、後発医薬品使用体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（１のイ、２のイ及び３に限る。）、認知症ケア加算、精神疾患診療体制加算及び薬剤総合評価調整加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

7～9 （略）

A 3 1 8 地域移行機能強化病棟入院料（１日につき）

（略）

注 1～3 （略）

4 診療に係る費用（注 2 及び注 3 本文に規定する加算、第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算並びに薬剤総合評価調整加算、第 2 章第 8 部精神科専門療法（区分番号 I 0 1 1 に掲げる精神科退院指導料及び区分番号 I 0 1 1 - 2 に掲げる精神科退院前訪問指導料を除く。）に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、地域移行機能強化病棟入院料に含まれるものとする。

第 4 節 短期滞在手術等基本料

区分

A 4 0 0 短期滞在手術等基本料

| | |
|-----|---|
| 1・2 | (略) |
| 3 | 短期滞在手術等基本料3 (4泊5日までの場合) (削る) |
| イ | D291-2 小児食物アレルギー負荷検査 5,630点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>5,556点</u>) |
| ロ | D413 前立腺針生検法 10,309点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>10,235点</u>) |
| ハ | K093-2 関節鏡下手根管開放手術 18,448点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>18,374点</u>) |
| ニ | K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術 (両側) 40,943点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>40,869点</u>) |
| ホ | K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ その他のもの (片側) 19,873点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>19,799点</u>) |
| ヘ | K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ その他のもの (両側) 34,416点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>34,342点</u>) |
| ト | K474 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満 18,588点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>18,514点</u>) |
| チ | K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 1 初回 32,540点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>32,466点</u>) |

| | |
|-----|---|
| 1・2 | (略) |
| 3 | 短期滞在手術等基本料3 (4泊5日までの場合)) |
| イ | D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1 及び2以外の場合 9,424点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>9,350点</u>) |
| ロ | D291-2 小児食物アレルギー負荷検査 6,237点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>6,164点</u>) |
| ハ | D413 前立腺針生検法 11,736点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>11,662点</u>) |
| ニ | K093-2 関節鏡下手根管開放手術 19,747点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>19,673点</u>) |
| ホ | K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術 (両側) 42,138点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>42,064点</u>) |
| ヘ | K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ その他のもの (片側) 22,411点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>22,337点</u>) |
| ト | K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ その他のもの (両側) 37,839点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>37,765点</u>) |
| チ | K474 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満 20,756点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>20,683点</u>) |
| リ | K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 38,243点 (生活療養を受ける場合にあつては、 <u>38,169点</u>) |

リ K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 2 1の実施後3月以内に実施する場合 32,540点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、32,466点)

ヌ K 6 1 7 下肢静脈瘤^{りゆう}手術 1 抜去切除術 21,755点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、21,681点)

ル K 6 1 7 下肢静脈瘤^{りゆう}手術 2 硬化療法(一連として) 10,411点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、10,337点)

ヲ K 6 1 7 下肢静脈瘤^{りゆう}手術 3 高位結紮術 10,225点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、10,151点)

ワ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア(3歳未満に限る。) 31,835点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、31,761点)

カ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア(3歳以上6歳未満に限る。) 25,358点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、25,284点)

ヨ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア(6歳以上15歳未満に限る。) 22,597点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、22,523点)

タ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア(15歳以上に限る。) 24,975点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、24,901点)

レ K 6 3 4 腹腔鏡^{くわう}下鼠径ヘルニア手術(両側)(3歳未満に限る。) 62,344点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、62,270点)

ソ K 6 3 4 腹腔鏡^{くわう}下鼠径ヘルニア手術(両側)(3歳以上6歳未満に限る。) 51,773点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、51,699点)

(新設)

ヌ K 6 1 7 下肢静脈瘤^{りゆう}手術 1 抜去切除術 24,242点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、24,168点)

ル K 6 1 7 下肢静脈瘤^{りゆう}手術 2 硬化療法(一連として) 12,507点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、12,433点)

ヲ K 6 1 7 下肢静脈瘤^{りゆう}手術 3 高位結紮術 11,704点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、11,630点)

ワ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア(3歳未満に限る。) 35,444点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、35,371点)

カ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア(3歳以上6歳未満に限る。) 28,368点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、28,294点)

ヨ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア(6歳以上15歳未満に限る。) 25,578点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、25,505点)

タ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア(15歳以上に限る。) 25,394点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、25,321点)

レ K 6 3 4 腹腔鏡^{くわう}下鼠径ヘルニア手術(両側)(3歳未満に限る。) 69,217点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、69,143点)

ソ K 6 3 4 腹腔鏡^{くわう}下鼠径ヘルニア手術(両側)(3歳以上6歳未満に限る。) 55,428点
 (生活療養を受ける場合^{りゆう}にあつては、55,354点)

ツ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（6歳以上15歳未満に限る。） 40,741点
 （生活療養を受ける場合にあつては、40,667点）

ネ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（15歳以上に限る。） 50,328点
 （生活療養を受ける場合にあつては、50,254点）

ナ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満 12,739点
 （生活療養を受ける場合にあつては、12,665点）

ラ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上 15,599点
 （生活療養を受ける場合にあつては、15,525点）

ム K 7 4 3 痔核手術（脱肛を含む。） 2
 硬化療法（四段階注射法によるもの） 11,109点
 （生活療養を受ける場合にあつては、11,035点）

ウ K 7 6 8 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術（一連につき） 25,597点
 （生活療養を受ける場合にあつては、25,523点）

キ K 8 6 7 子宮頸部（腔部）切除術 16,249点
 （生活療養を受ける場合にあつては、16,175点）
 （削る）

ノ M 0 0 1 - 2 ガンマナイフによる定位放射線治療 59,199点
 （生活療養を受ける場合にあつては、59,125点）

注 1～5 （略）

第2章 特掲診療料
 第1部 医学管理等

ツ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（6歳以上15歳未満に限る。） 44,061点
 （生活療養を受ける場合にあつては、43,988点）

ネ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（15歳以上に限る。） 51,719点
 （生活療養を受ける場合にあつては、51,645点）

ナ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満 14,525点
 （生活療養を受ける場合にあつては、14,451点）

ラ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上 18,141点
 （生活療養を受ける場合にあつては、18,068点）

ム K 7 4 3 痔核手術（脱肛を含む。） 2
 硬化療法（四段階注射法によるもの） 12,383点
 （生活療養を受ける場合にあつては、12,309点）

ウ K 7 6 8 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術（一連につき） 28,268点
 （生活療養を受ける場合にあつては、28,194点）

キ K 8 6 7 子宮頸部（腔部）切除術 18,179点
 （生活療養を受ける場合にあつては、18,106点）

ノ K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 35,141点
 （生活療養を受ける場合にあつては、35,067点）

オ M 0 0 1 - 2 ガンマナイフによる定位放射線治療 60,403点
 （生活療養を受ける場合にあつては、60,330点）

注 1～5 （略）

第2章 特掲診療料
 第1部 医学管理等